

規制シート(様式)

190195301490001

平成28年12月8日

規制の名称	臨時船舶建造調整法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	臨時船舶建造調整法(昭和28年法律第149号) 臨時船舶建造調整法施行令 臨時船舶建造調整法施行規則	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	海事局船舶産業課長 宮武 宜史
規制目的	船舶の建造についての調整を行い、もってわが国の国際海運の健全な発展に資することを目的とする。		
規制内容の概要	一定の大きさ以上の鋼製の船舶であって、定められた区域外を航行できる構造を有する船舶は、その建造工事の着手前に国土交通大臣の許可を受けることとする等、船舶の建造に関する規制。		
規制の最近の改廃経緯	—		
規制を維持、改革又は新設する理由	海運は多数の乗客・貨物を輸送する重要な交通手段であり、市場ニーズに対応した適切な量・質の船舶が供給されることが必要である。しかしながら、造船・海運業は市況の変動が大きいために投機的な新造船の発注やダンピング受注等がおきやすく、船舶は数十年使用され続けることから、不当な発注により市場が歪曲されると、その後の適切な量・質の船舶の供給や海運市場に対して多大な影響がある。現在も、世界的な船腹量過剰により、海運・造船市況が低迷しているところ。ゆえに、当該発注者の資金計画が適正なものか、実態上の適正な運航計画に基づく発注であるか、造船事業者の技術的・経営的基礎が確実であるか等、当該船舶の供給が海運市場の適正な発展を阻害しないかを確認していく必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		